

自己負担については

・ 医療機関を利用したときは、医療費の一部を患者(被保険者)本人が負担します。

<一般>

1割



<現役並み所得者>

3割

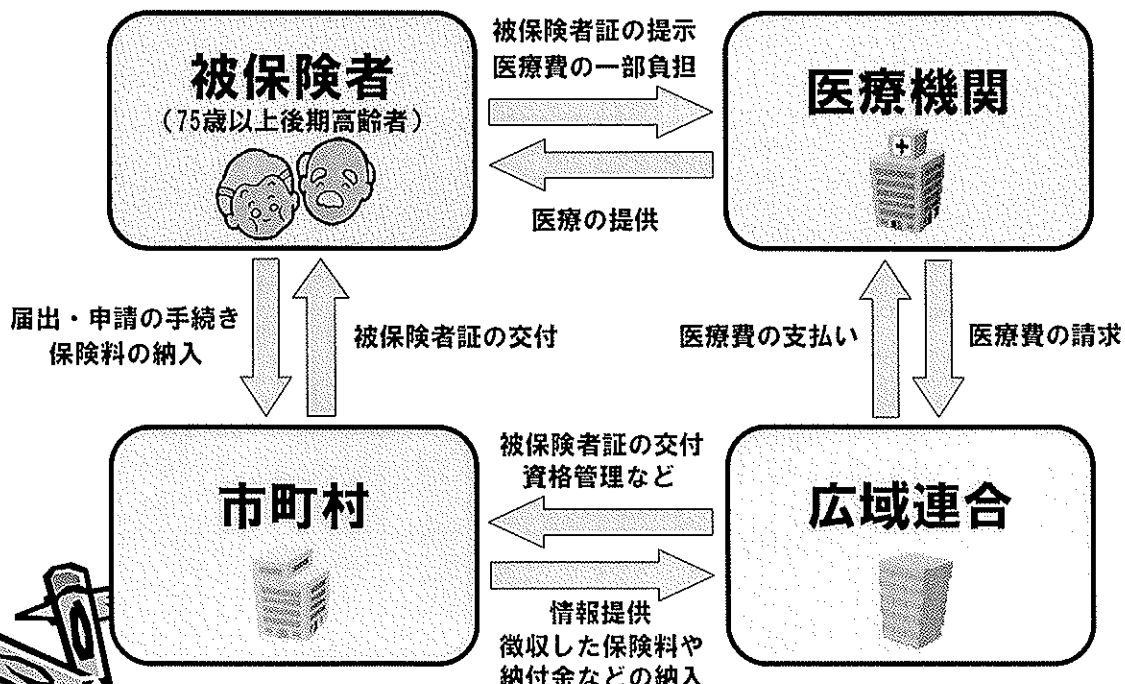
「現役並み所得者」に該当する方は

同一世帯で課税所得145万円以上の所得がある方で、世帯収入が

- ・ 後期高齢者単身世帯の場合は、収入383万円以上
- ・ 後期高齢者複数世帯の場合は、収入520万円以上

・ ※ これまでの老人保健制度と同様です。

後期高齢者医療のしくみ



保険料の納め方は

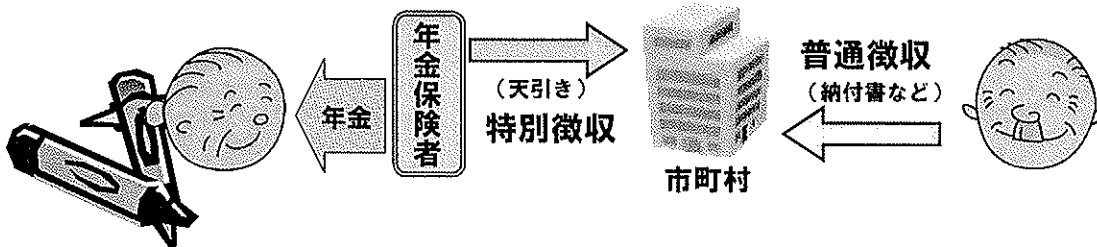
- ・ 保険料（後期高齢者医療保険料・介護保険料）の徴収は、主に特別徴収（年金天引き）でお住まいの市町村が行います。

特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、保険料が年金から天引きされる特別徴収の対象者となります。
ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の1/2を超えるときは、対象外となります。

普通徴収

特別徴収の対象者にならない方やその他の事情のある方は、納付書や口座振替などにより市町村に納めることとなります。



後期高齢者医療保険料は 個人単位で計算されますが

- ・ 低所得者については、世帯の所得水準が基準額を超えない場合に、保険料の均等割の部分が軽減されます。

- ・ 7割軽減：基準額＝基礎控除額（33万円）
- ・ 5割軽減：基準額＝基礎控除額（33万円）＋24.5万円×当該世帯に属する被保険者の数（被保険者である当該世帯主を除く）
- ・ 2割軽減：基準額＝基礎控除額（33万円）＋35万円×当該世帯に属する被保険者の数

※ 基礎控除額等の数字については、今後の税制改正等により変動がありえます。

